

第45回手をつなぐ育成会岡山県大会（総社・早島大会）

1 趣 旨

今年度の県大会は従来の一般大会と本人大会を合わせた大会とし、知的障害・発達障害のある人、保護者、支援者の立場からの提言をもとに、充実した「地域生活」を送るために必要な要件を考える大会としたい。

育成会活動の大きな目的は共生社会の実現であり、障害のある人と家族が安心・安全に、当たり前地域の中で生活できることの実現である。この二十数年の間に新しく福祉・教育関係の制度や法律の制定が次々と続いてあった。これにより障害のある人が地域で生活するために様々な福祉サービスが生まれ、支援の仕組みが整備されてきた二十数年であったように思う。

しかし、会員からは、「住まい、就労、余暇、交流の機会、権利が守られた差別のない社会」などで多くの要望があげられ、また少子高齢化が進む社会での生活に不安を抱えている声も年々大きく感じるようになってきた。共生社会についての地域の人々の理解を進める中で、障害のある人のニーズに沿った生活環境の整備に向けての育成会活動の在り方についても考えたい。

2 大会テーマ

これからの豊かな地域生活に必要なこと

＝障害のある人、保護者、行政の提言から考える＝



3 主 催

一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会
総社市手をつなぐ育成会

4 共 催

総社市 総社市教育委員会 早島町 早島町教育委員会
総社市社会福祉協議会 総社市地域自立支援協議会
早島町障がい福祉をとりまく連絡会
知的障害者相談員協議会 小規模事業所協議会

5 後 援

岡山県 岡山県教育委員会 岡山県社会福祉協議会
岡山県知的障害者福祉協会

6 参加者

会員、本人、知的障害者相談員、学校・子ども園・幼稚園・保育所
事業所・施設関係、行政関係の職員並びに趣旨に賛同する人
(約300人)

7 申込締切及び申し込み先（申し込み締切）

令和7年10月20日（月）

（申し込み先）〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1

一般社団法人 岡山県手をつなぐ育成会

8 賛助会費

一般会員 1,000円 本人 500円 *弁当代700円（希望者）
*賛助会費については、大会終了後に請求させていただきます。

9 日 時 令和7年11月16日（日） 10:00～15:10

10 会 場

コンベックス岡山 国際会議場・バンケットホール
〒701-0165 岡山市北区大内田675

11 日 程

10:00 10:30 11:00 12:00 13:00 13:30 14:00 15:00 15:10

受付	開会式 表彰式	シンポジウム 地域生活を考える	昼 食	協議	紹 介	レクリエーシ ョン	閉会式
----	------------	--------------------	--------	----	--------	--------------	-----

*事業所の生産品販売をバンケットホールで行う。

12 開会式・表彰式

- ① 「手をつなぐ母の歌」
- ② 大会会長挨拶
- ③ 功労者・奨励者表彰
- ④ 来賓祝辞

*来賓紹介並びに祝電披露

13 シンポジウム これからの豊かな地域生活に必要なこと

シンポジスト ① 那須 敏夫さん（岡山ももの会）
② 西岡 健二さん（吉備路友だちの会）
③ 宮地 秀明さん（美咲町レインボータートル）
④ 唐川 孔樹さん（総社市在住保護者）
⑤ 三和 弘恵さん（早島町在住保護者）
⑥ 河田 泰明さん（行政）
総社市保健福祉部福祉課障がい福祉係 課長補佐
コーディネーター 社会福祉法人 ももぞの学園
吉備自立支援センター 相談支援事業所「あみーたⅡ」
主任相談支援専門員 総社市自立支援協議会 副会長
大 橋 靖 司 さん

14 紹 介

井原市いばらっ子隊

15 レクリエーション（参加型に）

- ① 早島ゆめ太鼓エイサーチーム＋メルシーマジックショー
＜早島町地域活動支援センター利用者と支援者＞
- ② みんなで音楽を楽しみましょう！！
＜日中サービス支援型共同生活援助吉備路 支援員＞

16 閉会式

今 後 の 県 大 会

- (1) 方針 ① 県大会を巡回により開催する。
② 地域連絡協議会（合同を含む）で企画・運営を行う。（＊倉敷市、高梁市、早島町）

- A 井笠地域
- B 高梁・新見地域
- C 津山地域・真庭地域・勝英地域
- D 倉敷市・総社地域・早島町
- E 東備地域
- F 岡山地域

＊以前は、10市での巡回

＊平成の合併後 11市での巡回（浅口が加わる）

(2) 今後の開催

- ・大会は2年に一度開催し、開催地は県下各地を巡回する。
- ・大会の内容については、開催地と県事務局で検討する。
- ・県大会を開催しない年については、研修会・イベントの開催について検討を行う。

(3) 今後の開催地(案)

R 6 津山 ⇒ R 7 総社・早島 ⇒ R 8 ☆ ⇒ R 9 東備 ⇒ R 10 ☆ ⇒ R 11 中四国大会⇒
--

知的障害領域で期待される成年後見制度のあり方について

令和7年5月27日

第20回法制審議会民法（成年後見等関係）部会資料
（一社）全国手をつなぐ育成会連合会

本資料は、部会における議論の状況を踏まえ、現時点で知的障害領域において期待される成年後見制度のあり方をまとめたものです。
表記は「後見」で統一します。また、部会の議論対象ではない取組みも含まれますので、ご容赦ください。

1 知的障害領域における成年後見制度利用に向けた課題

すでに繰り返し提示していますが、現行の成年後見制度に関する主な課題は次の5点となります。

- （1）制度の周知不足で利用を控えているわけではない
- （2）一度使うと本人の死亡まで止めることができない
- （3）原則として被後見人側から後見人等の変更ができない
- （4）財産管理に重きが置かれ、身上保護が十分とはいえない
- （5）月々の後見人報酬が年金収入に対して高額で、長期にわたって支払えない

2 期待される成年後見制度のあり方

知的障害領域で期待される成年後見制度のあり方は、次のとおりです。

2-1 利用類型

- （1）従来の「終身利用」に加え、いわゆる「スポット利用」も制度化する
- （2）「終身利用」と「スポット利用」は選択性が望ましいが、難しい場合は家庭裁判所が本人の状態などを踏まえて適切に判断する
- （3）「終身利用」と「スポット利用」は必要に応じて切替可能とする
- （4）現行の成年後見制度利用者についても、新制度の施行後に家庭裁判所へ変更を申し立て、必要性が認められれば切替可能とする

2-2 後見人

- （1）「スポット利用」における後見人については、事案によって適任と思われる者を家庭裁判所がその都度で指名する
- （2）「終身利用」の場合には、濫用は認めないことを前提に、被後見人側からの申立てにより後見人の変更を可能とする

2－3 後見人不在時の対応

- (1) スポット利用の対象者が後見人不在となっている期間の日常的な金銭管理や福祉サービスの契約代理などは、権限を特定した代理人（以下「権限特定代理人」という。）制度を創設する
- (2) 権限特定代理人は、スポット利用を決定する際に合わせて家庭裁判所が指名する
- (3) 親族や法人も指名できる仕組みとする
- (4) 年1回の家庭裁判所報告を義務付けるほか、地域連携ネットワークにも活動報告する
- (5) 日常生活自立支援事業や、地域独自の権利擁護事業に従事する者も権限特定代理人となることができるようにする

2－4 報酬

- (1) 後見人報酬については、終身利用とスポット利用で考え方を分ける
- (2) 終身利用の場合は現行水準を維持する
- (3) スポット利用の場合は活動内容によって設定し、少なくとも現行水準よりは引き上げる
- (4) 成年後見制度利用支援事業については、スポット利用の場合について、所得要件を現行の生活保護水準から非課税水準まで拡大する
- (5) 権限特定代理人の報酬については、権限行使の範囲が限定的になることを踏まえた設定とする

2－5 始期と終期

- (1) 初回利用の始期は、従来どおりの親族または首長による申立てにより手続きが開始される仕組みとする
- (2) スポット利用の2回目以降の始期は権限特定代理人または親族もしくは首長による申立てにより手続きが開始される仕組みとする
- (3) スポット利用の終期については、後見人から「後見活動完了届（仮称）」を提出いただき、家庭裁判所が終了可否を判断する仕組みとする

以 上

【事務担当】

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 事務局 東京事務所（担当：又村）

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-17-6 第三和幸ビル 2F-C

TEL：03-5358-9274 FAX：03-5358-9275 E-mail：info@zen-iku.jp

地域育成会長 地域親の会長 施設親の会長
施設長
岡山県特別支援教育研究会支部長 様
特別支援学校長
小規模事業所協議会加盟事業所長
市町村障害福祉担当課長

一般社団法人 岡山県手をつなぐ育成会
会 長 田 中 美 保 子
(公 印 省 略)

被表彰候補者の推薦について〈ご依頼〉

平素は、知的障害者の教育・福祉の向上に格別のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、本会では、知的障害並びに発達障害のある人が豊かに暮らせる社会の実現とその福祉の増進に貢献した個人または団体、また、自立と社会参加によく努めている知的障害者・発達障害者の人に対し表彰をすることにいたしております。

つきましては、別紙の表彰規定に該当する候補者をご推薦くださいますようお願いいたします。

なお、既に会長表彰を受けた方は除きますので、推薦に当たってご留意下さい。表彰式は、育成会県大会で行いますが、詳しくは別途、通知いたします。

記

- 1 推薦期日 令和7年 6月30日〈月〉 厳守願います。
※7月14日の理事会に諮りますので締切厳守でお願いします。
- 2 推薦書類 別紙様式(1・2)による推薦書1部
(必ず所定の様式にご記入下さい。)
- 3 提出先 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館内
一般社団法人 岡山県手をつなぐ育成会事務局
TEL 086-226-3538 FAX 086-226-3539
- 4 備 考 令和5年7月24日理事会で、表彰規定の改訂がありました。
別紙の「一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会表彰規定」をご参照ください。
・表彰規定の内容でわかりにくいことがありましたら、県育成会にお問い合わせ下さい。
・市町村障害福祉担当者におかれましては、知的障害者相談員の方の推薦をお願いします。

(目 的)

第1条 この規定は、育成会が目的とする知的障害並びに発達障害のある人が豊かに暮らせる社会の実現とその福祉の増進に貢献した個人または団体、また、自立と社会参加によく努めている知的障害者・発達障害者の人に対し表彰を行うために定める。

(対 象)

第2条 被表彰者の対象は、次のとおりとする。

- 1 本会会員で、育成会活動の発展に寄与し、10年以上の実績がある者。
(育成会・親の会会員、知的障害者相談員)
- 2 知的・発達障害者の教育・福祉・就労等の進展に寄与し、通算10年以上の実績がある者（退職者を含む）。
(小学校・中学校・特別支援学校の教職員、施設・福祉事業所の職員、関係機関職員、企業、地域のボランティア団体等)
- 3 知的・発達障害者で、自立を目指して企業・自営業・障害福祉関係施設・事業所に5年以上勤務・通所している者。ただし、被表彰者は岡山県手をつなぐ育成会会員の家族（本人）であること、小規模事業所協議会加盟事業所の利用者であることを条件とする。

(候補者の推薦)

第3条 被表彰者の推薦は、次のとおりとする。

- 1 被表彰の推薦は、地域の育成会・親の会、特別支援学校PTA、小規模事業所協議会加盟事業所が岡山県手をつなぐ育成会会長に対して行う。また、関係機関として学校関係や市町村福祉関係課等からも推薦を受ける。
- 2 推薦者は別紙により、被表彰者の氏名、生年月日、住所、推薦理由、略歴等を記載した推薦書を提出する。
- 3 この表彰は、原則として1回とする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、理事会の議を経て会長が行う。

(表 彰)

第5条 表彰は県大会で行い、表彰状と記念品を贈る。

(既定の改廃)

第6条 この規定の変更は、理事会で協議する。

第7条 その他表彰に必要な事項は別に定める。

様式 1（第 2 条 1 ～ 2 項）

令和 年 月 日

一般社団法人 岡山県手をつなぐ育成会長 様

推薦者 所属団体名

所在地（〒 — ）

代表者 印

職・氏 名

電話（ ） —

表 彰 候 補 者 推 薦 書

表彰規程（第 2 条 1 ～ 2 項）に基づく表彰候補者を下記のとおり推薦いたします。

記			
表彰候補者名	(ふりがな) (男・女)		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)		
住所	〒 (—) 市・郡 町・村 番地 電話 () —		
略 歴	年・月～年・月	期 間 年 ・ 月	内 容
	その期間がわかるように記入する。 15日未満は切り捨てて、 15日以上は一ヶ月とする。 (役職名がある場合は記入)		
表彰理由 年数・功績等表彰事由を具体的に記入する。	(第 2 条 項に該当)		

(注) ・既に、岡山県手をつなぐ育成会長から表彰を受けた者は除く。
・年齢、略歴は令和 7 年 6 月 3 0 日現在で記入する。

様式 2（第 2 条 3 項） 本人

令和 年 月 日

一般社団法人 岡山県手をつなぐ育成会長 様

推薦者 所属団体名

所在地（〒 - ）

代表者 印

職・氏名

電話（ ） -

表彰候補者推薦書

表彰規程（第 2 条 3 項）に基づく表彰候補者を下記のとおり推薦いたします。

記					
表彰候補者名	(ふりがな)	性別	男 女	療育 手帳	A B
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)				
住所	〒 (市・郡) 町・村 番地 電話 () -				
勤務事業所の名称 (部・課・係まで)					
所在地	〒 (市・郡) 町・村 番地 電話 () -				
代表者 職・氏名					
略 歴	年・月～年・月	期 間	内 容		
		年 ・ 月			
その期間がわかるように 記入する。 15日未満は切り捨てて、 15日以上は一ヶ月とする。 (役職名がある場合は記入)					
表彰事由・具体的に	推薦者 具申				
	事業所 具申			記入者氏名印	

(注) ・既に、岡山県手をつなぐ育成会長から表彰を受けた者は除く。
・年齢、略歴は令和 7 年 6 月 3 0 日現在で記入する。
・事業所具申がむずかしい場合は、推薦者具申のみでかまいません。

療 育 相 談

知的障害者相談員と県育成会の
役員が相談を受けています。

○生活・療育・教育・発達など

○福祉サービスの利用

○成年後見制度・消費者被害など

精神科医、弁護士による相談も
受け付けています。県の委託事
業ですので費用は無料です。

○県手をつなぐ育成会は、県より療育相談の委託を受けています

療育相談コーナー設置場所

地 域	会 場	開催曜日
岡 山 県 全 域	きらめきプラザ ☎086-226-3538	第2・4火曜日
瀬戸内 地区	瀬戸内市総合福祉センター ☎0869-22-2940	第4月曜日 13時～15時
井笠地区	井笠地区各市町村福祉課	随 時
新見地区	新見市役所南庁舎 ☎0867-72-6126	第3水曜日
津山地区	津山市総合福祉会館 ☎0868-23-5135	第1木曜日

一人で悩まないで、地域の相談員に声をかけてください

☆次のような相談もできます☆

○ 岡山県精神科医療センター 精神科医による相談

- ・精神科医の相談が受けられます。時間は1時間程度です。
- ・場所はきらめきプラザで、県の委託事業で無料です。
- ・県育成会事務局に申し込んでください。



○ 高齢者・障がい者なんでも相談会 *県育成会は会員になっています

- ・弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、行政書士に相談できます。
- ・毎月 第1土曜日 13:00～16:00
- ・場所はきらめきプラザ2階 ゆうあいセンターで、無料です。
- ・事前の申込みは必要ありません。当日ゆうあいセンターにおいでください。

令和7年度の研修会のお知らせ

一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会

①特設研修会 9月8日(月)

啓発活動 キャラバン隊

講師

キャラバン隊「ピーす&ピース」
(兵庫県たつの市手をつなぐ育成会)

疑似体験を通して、知的・発達障害の特性について理解を
広める啓発キャラバン隊
の活動が全国に広がって
います。

「ピーす&ピース」の
活動から、地域共生社会、
啓発活動について考えて
みませんか。



②権利擁護研修会 10月27日(月)

高齢化問題 ～成年後見制度～

共催

おかやま知的障害児者生活サポート協会

講師 久保厚子氏

(全国手をつなぐ育成会連合会 顧問
前 会長)

成年後見制度利用促進専門家会議(厚生労働省)で、「成年後見制度等の見直し、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透、不正防止の徹底と利用しやすさの調和等」について検討が進められています。専門家会議の委員である久保厚子顧問にこれからの成年後見制度について話をさせていただきます。

③行動障害療育研修会 令和8年2月2日(月)

発達障害の理解・支援に関する内容

自閉スペクトラム症 マイペースな君に

家族はすったもんだ

監修：鳥取大学 井上雅彦先生

編集：全国手をつなぐ育成会連合会

の本が中央法規出版より出版

自閉スペクトラム症のある子の個性と向き合いながら笑いと涙の「すったもんだ」な家族の日常が描かれた4コマ漫画の本です。講師の小島幸子さんがモデルになっています。

講師 小島幸子氏

(全国手をつなぐ育成会連合会 副会長)

育成会の大会

① 第45回手をつなぐ育成会県大会

(総社・早島大会)

11月16日(日) 10:00~15:10

会場：コンベックス岡山国際会場

=これからの豊かな地域生活に必要なこと=

*本人と保護者、行政が一緒にシンポジウムを行います

*レクリエーションもあります。

② 中国・四国大会(島根大会：松江市)

10月18日(土)・19日(日)

③ 全国大会(東京大会)

11月8日(土)・9日(日)

○研修会は、①と②は「会場 きらめきプラザ 時間 13:00～」です。

③については開催日は決定、会場はきらめきプラザ、13:00開会の予定です。

○案内状は開催日の1ヶ月前に県育成会のホームページにも載せます。ホームページからも申し込みができますのでご利用ください。

○育成会大会の中国・四国大会と全国大会については、ホームページにも載せますが、参加希望者(団体)は、岡山県手をつなぐ育成会事務局に案内状の請求をお願いします。